

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		多治見市火葬場の使用の許可		
根拠例規及び条項		多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 4 条第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）第 1 条		
	基 準	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 1 条の規定による申請書を市長に提出し、その許可を受けること。</p> <p>○墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 1 条(抜粋) 第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、市町村長の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第 2 項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～1 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 ～1 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				